

令和7年度兵庫県保育協会 保育体験ボランティア事業実施要綱

1. 事業の目的

大学等に在学する学生、生徒等をボランティアとして保育所・認定こども園に受け入れ、実際の保育所・認定こども園の雰囲気や内容などを直接知ってもらい、また様々な保育所・認定こども園を体験する機会を提供することにより、将来の保育人材の育成及び確保につなげることを目的とする。

2. 実施主体

この事業の実施主体は 公益社団法人兵庫県保育協会（以下、「協会」という）とする。

3. 参加資格

この事業に参加することができる者は、学校教育法に定める大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、各種学校に在学する学生・生徒及び保育士資格を持ちながら、保育の職場に就労していない保育士（以下、「学生等」という。）とする。

4. 受入施設

この事業の趣旨に賛同し、ボランティアの受け入れを希望する協会の会員施設（以下、「施設」という）とする。

5. 事業の内容

ボランティアの内容は、保育及び行事の補助など、補助業務に限ることとする。

6. 事業の流れ

- (1) この事業を実施しようとする施設は、「保育体験ボランティア事業実施申込書」（様式1）（以下、「申込書」という）を協会へ提出する。
- (2) 協会は受理した申込書を基に、ボランティア受入施設の一覧表を作成し、大学等に配布するとともに、協会のホームページに掲載する。
- (3) ボランティア希望者は、一覧表の中から希望する施設を選び直接申し込む。
- (4) 申し込みを受けた施設は、ボランティア希望者に受入日時や交通手段、服装、注意事項等を連絡する。その際、ボランティア保険未加入者については「保育体験ボランティア保険申込書」（様式2）により協会にボランティア保険の加入申し込みを行う。以上を終了後、保育体験ボランティアを実施する。
- (5) 施設はボランティアとして受け入れた者について、事業終了後、実施結果を「保育体験ボランティア事業実施報告書」（様式3）により、令和8年4月6日（月）までに協会へ報告することとする。

7. 事業の期間

受入の募集期に応じた事業開始日から令和8年3月31日（火）までとする。

8. 留意事項等

- (1) 体験中の負傷などに備えるため、ボランティア保険未加入者については、協会がボランティア希望者を被保険者として保険に加入する。そのため、必ず受入れ日の1週間前（土日・祝日・年末年始に係る場合は、その前日）までに、「保育体験ボランティア保険申込書」に氏名・生年月日・住所・連絡先・学校名・受入期間を記載し協会へ提出するものとする。（加入保険「兵庫県ボランティア市民活動災害共済」）
なお、ボランティア保険の有効期間は令和8年3月31日（火）までとする。
- (2) 体験する学生等は、保育の現場に初めて触れるということに配慮すること。
- (3) 体験中、学生等が1人で作業をすることがないようにすること。
- (4) 保育の仕事に理解を深めるとともに、保育の仕事に就こうという思いを育み、就労の促進を図ることが目的であり、技術を習得することが目的の実習ではないことに留意すること。
- (5) ボランティアをする上で、検便等が必要な場合は、事前に学生等に確認等を行うこと。
- (6) 当該事業に係るトラブルに関して、協会は責任を負わないので、ご承知おきいただきたいこと。

【問合せ・書類の提出先】

公益社団法人 兵庫県保育協会
〒651-0062 神戸市中央区坂口通 2-1-1
兵庫県福祉センター内
TEL：078-242-4623/FAX：078-242-1399